摂津市議会

総務常任委員会記録

平成18年3月14日

議会事務局

目 次

総務常任委員会 3月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局
職員、審査案件
開会の宣告
委員会記録署名委員の指名2
議案第21号及び議案第22号の審査2
質疑(南野委員、三宅委員、野口委員、森西委員)
議案第25号の審査10
質疑(三宅委員、南野委員、野口委員、森西委員)
議案第28号所管分の審査12
議案第26号の審査12
補足説明(市長公室長)
質疑(三宅委員、野口委員、森西委員)
議案第27号の審査
質疑(野口委員)
採決
閉会の宣告

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年3月14日(火)午後1時 開会 午後2時45分 閉会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 山本善信 副委員長 森西 正 委 員 南野直司 委 員 三好義治 委 員 野口 博 委 員 三宅秀明

- 1. 欠席委員 なし
- 1. 説明のため出席した者

市長森山一正 助 役 小野吉孝
市長公室長 寺田正一 市長公室次長兼人事課長 中岡健二
政策推進課長 有山 泉 同課参事 山田雅也
総務部長 奥村良夫 同部次長兼納税課長 葭中 勉
総務防災課長 杉本正彦
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 杉浦 徹
消防長 稲田晴彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杁雄三 同局次長代理 上 清隆

1. 審查案件(審查順)

議案第 1号 平成18年度摂津市一般会計予算所管分

議案第 9号 平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分

議案第 5号 平成18年度摂津市財産区財産特別会計予算

議案第21号 摂津市国民保護対策本部及び摂津市緊急対処事態対策本部条例制定の 件

議案第22号 摂津市国民保護協議会条例制定の件

議案第25号 摂津市災害対策推進条例制定の件

議案第28号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分(第2条第4 号(市税に関する事務)に関する改正)

議案第26号 摂津市企業誘致条例制定の件

議案第27号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定 の件

(午後1時 開会)

○山本善信委員長 ただいまから総務常 任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、三宅委員を指名いたします。

議案第21号及び議案第22号の審査 を行います。

本2件につきましては、補足説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 それでは、議案第22号の 摂津市国民保護協議会条例制定の件でご ざいますけども、第2条の協議会の委員 の定数は、30人以内とするとあります けども、この30人の方はどのような立 場の人を対象にされるか、人選されるの か、この点お聞かせください。

- ○山本善信委員長 杉本課長。
- ○杉本総務防災課長 委員のどういうよ うな方であるかということでございます けれども、これ法律によって1号から8 号までおおむね委員が決まっております。 具体的に申しますと、近畿農政局の事務 所長でありますとか、大阪府の三島地域 の防災室長でありますとか、外部の方で す。4号、5号、6号は市の職員で、助 役以下教育長、市長公室長ということに なっております。7号、8号の委員の中 で、市内で事業を行われている方という ことで、JR西日本でありますとか、郵 便局の局長さんでありますとか、関西電 力の所長さんでありますとか、こういっ た方が7号委員。8号では、市内の医師 会、消防団等のボランティアに近いよう な形をされている方というようなことが 主に規定されております。

あと、1つ飛びましたけども、2号委員として自衛隊の方ということになろうかと思います。

○山本善信委員長 ほかにございません

か。

三宅委員。

○三宅委員 それでは、まず議案第21号、摂津市国民保護対策本部及び摂津市緊急対処事態対策本部条例制定の件、こちらの方で質問をさせていただきます。

こちらの条例の第2条に、国民保護対策本部長の規定、そして第2条第2項に、副本部長の規定がございますが、こちらの方、本部長に事故があったときは、やはりこちらの副本部長が本部長の代行を務めるという内容を含んでいると解釈してよろしいのでしょうか。まず、この点をお伺いします。

続きまして、議案第22号、摂津市国 民保護協議会条例制定の件、こちらで質 問をさせていただきます。

先ほど南野委員も触れておられましたが、協議会の委員の定数は30人以内ということでありますが、こちらはなぜ30人なのかという点を1つお聞かせください。

また、第2条第2項に専門委員の規定 がございますが、こちらの専門委員はや はり会長が指名、もしくは委嘱されると いうことでよろしいのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○山本善信委員長 杉本課長。
- ○杉本総務防災課長 はじめの方ですね、 代行の件ですけども、おっしゃるとおり で本部長に事故があるときには副本部長 がということになります。これはそのと おりでございます。

協議会の方の委員の件でございますけど、まず30人とはどういうことかということでございますけども、都道府県等においては、おおむね70名程度ということが、一定の基準が示されております。 市町村につきましては、おおむね30名程度という、これも一定基準がはっきり 明確に決まっているというよりも、おおむねこの程度ではどうかという国等でお示しいただいた分がございますので、それに準じたということでございます。

専門委員につきましては、これはこの 条例の制定のもとになっておりますのが 国の標準条例のようなのがあるんですけ ども、この中で専門委員ということで、 一応載せております。専門委員について はどういうものかと言いますと、特殊性 のあるものというふうに、非常に技術を 要する、知識を要するということで、例 えば大阪府とか、都道府県でありました ら例えば原子力関係でありますとか、こ ういったことの技術的なものがわかる方 を専門委員に選定するということになっ ております。これはもちろん市長の方で 任命をいただくということになりますけ ども。申し添えますけども、専門委員に つきましては一応条例上の規定を置いて おります。ただ、本市の場合、そこまで の専門性のあるものが今現在いるかどう かということになりますと、ちょっと設 置自体は必要性が今のところないのでは ないかと考えまして、附則の方で改正し ております非常勤特別職の報酬のところ には、国民保護協議会委員のみに対して いただいて、専門委員については当面設 置しない方向でありますので、それを記 述をしておりませんので、申し添えてお きます。

- ○山本善信委員長 三宅委員。
- ○三宅委員 本部長の代行の件について は理解いたしました。ありがとうござい ました。

そして、こちら国民保護協議会の方で ございますけれども、この30人、今、 お示しいただきましたけれども、他の市 町村の制定されます人数等、こちらの方 も勘案されつつ、今後弾力的な運用がな されることを要望いたします。

また、報酬、非常勤特別職の報酬が規定されておりますが、先ほどお示しになられたように、こちらの委員の方には当該市町村の職員も任命されることがあるとのことでございますが、こちらの当該市町村の職員が任命されて、勤務時間中に協議会の方に出席された場合の報酬は支給されるおつもりか、また支給はされないおつもりか、こちらの方だけ最後にお伺いさせてください。

- ○山本善信委員長 杉本課長。
- ○杉本総務防災課長 報酬の件ですけども、我々職員がやる分は、これ業務でありますから、当然、二重にお金を支払うということはございません。また、他の公共機関の方にも委員として依頼することになると思いますけど、ほとんどの場合が、そういうので報酬を受け取られるということはありませんので、大阪府あたりでも辞退ということになります。

ですから、報酬をお支払するのは主に、 市内の団体の長でありますとか、そういっ た方のみということになるかと思います。

- ○山本善信委員長 総務部長。
- ○奥村総務部長 ちょっと報酬の部分で、 もう少し付け加えたいと思います。

1つは、我々8時45分から5時15 分まで勤務をします。その分はもちろん 給料が出ております。それの時間内に、 いわゆるこういう会議で報酬が出た場合 には、これをもし出しますと重複支給と いうことになりますので、我々は重複支 給禁止規定がございますので、出せない というのが正しい表現かと思います。

- 〇山本善信委員長 三宅委員。
- ○三宅委員 ご説明ありがとうございま した。

現在、公務員、こちらの方には厳しい 視線が注がれておりますけれども、この 両対策本部であるとか、保護協議会は住 民の福祉に資するという市役所の存立基 盤からして備えるという意味では重要な 点かと思いますので、真摯な対応をお願 いいたします。

○山本善信委員長 ほかにございません か。

野口委員。

○野口委員 代表質問でも基本的なところだけご質問させていただいたんですが、 条例の審査ということですので、2つの 角度から質問させていただきたいと思うんです。

1つは、国民保護計画と緊急事態、保護対策本部の設置に関係する今回の条例制定の提案でありますけれども、その背景について、きちんと受けとめていただいて、大もとのところで自治体としてどういう姿勢で臨むのかという問題が1つであります。

もう一つは、今、論議をされていました具体的に、この保護計画なり対策本部、緊急事態本部を具体的に進める作業の中で何を基本にして進めるかという2つの問題です。

最初の点でありますけども、代表質問でも申し上げましたように、この2つの条例制定の背景についてまず申し上げたいと思うんです。

今から3年前に、国会で武力攻撃事態 法が通りまして、これを受けて、その翌年の2年前に、いわゆる有事関連7法案 が可決をされ、その中で、武力攻撃事態 等における国民の保護のための措置に関 する法律、国民保護法が通りました。これを受けて都道府県及び全国の市町村が 今回提案の方向で、随時、具体化を進め るという流れで、今回来ているわけです。

昨日もいろいろ災害防災対策問題で、 いろんな質疑もありましたけれども、そ うした災害対策とは基本的に性格が違い まして、結論で言いますと、アメリカが 世界各地で起こす戦争に自衛隊も、日本 国民も一緒に参戦できる計画であるとい うことが大きな問題であります。

少し紹介しますと、国会の3年前の論議で、どういう事態かというところについて、いろいろ架空の論議もされているのですけれども、おむねどういう事態と武力攻撃事態と武力攻撃事態と武力攻撃予測事態ということで、この日本がない。 撃予測事態ということで、この日本がでも、アメリカが他国で軍事行動、戦争を起こした場合に、その結果、日本にも影響があると、こういう予測をした場合、有事だということで、こういう計画が発動されるということになります。

過去、そういう緊急事態が起きるかどうかという可能性問題について、日本政府はこういうふうに言っています。昔、福田赳夫元総理時代の答弁が政府の基本的な公式見解でありますけども、武力攻撃を受けるのは、万万万分の1だろうと、これが今の政府の公式見解であります。

その中で、関連してみますと、結局、 最初申し上げたように、こういう事態と いうのはアメリカが他国で軍事行動、戦 争を起こした場合しか想定されないわけ です。ということは、戦争を応援する体 制をつくるということになります。

災害対策の問題と関連して考えますと、 将来、災害演習みたいに、今防災演習、 災害演習やっていますけれども、そうし た4つの緊急事態を想定していますけど も、その中で例えば大阪湾に地上部隊が 上陸した場合ということを想定して、で は摂津でどういう演習をするのかと。避 難、復旧、救援、具体的にどうするかと いうことになろうかと思うんですけれど も、そういう点では、攻め込まれる点で 見ますと、アメリカが世界で起こす戦争しかないわけです。

結局、この問題について架空の論議になりますので、地方議会の場でなかなかなじまない論議になるんですけれども、結論的に言いますと、今度の保護計画については、日常的に戦時体制、有事を意識した生活をさせていくという、こういう大きな流れになっていくのではないかと大変心配しています。

この問題で、大阪府は1月20日に大阪府の国民保護計画を決定しています。 府議会でも我が党の議員がいろいろ論議 もしているわけですけれども、こういう 緊急事態について、まともな答弁を担当 理事の方もされていないと。どういう事態かということを言いますと、地上部隊が上陸して攻撃を加えた場合、ゲリラや特殊部隊による攻撃を受けた場合、弾道ミサイルによる攻撃を受けた場合とか、4つの緊急事態を想定して、事が発生した場合にどう対応するかというのが今回の計画なんですね。

こういうことについても、どういう事態かという質問をしても、まともな答弁が府議会でも返ってきていないと。私どもは最大の国民保護は、戦争を回避することと思っております。だから、本来的方式をは攻め込まれて、こういう緊急事態が想定されるから、発生した場合にどう対応しますかではなくて、いかに戦争をといいたさせないのかと。そのために政府といったさせないのかと。そのために政府といったされば本来の国民保護計画であるはずなんです。しかし、逆行した形で、今回、法定受託事務としておりてきています。

そういう点で、この計画の背景につい てきちっと受けとめていただいて、政府 が戦争を起こさないという、そういう平 和戦略の方向で、事を進めていくべきだ ということを、いつも認識して取り組ん でいただきたいということで、ご意見だ け申し上げておきます。

2つ目は、具体的な問題であります。

今回、条例だけ提案をされておりますけれども、今、国民保護協議会の委員30人という数字なども論議されましたけれども、例えば法定受託事務であったとしても、この計画をつくらないということもあり得る話だと思っております。

その前提として、まず国民保護協議会の人選であります。今、るる説明がありましたけれども、1つは住民参加を徹底できないかということです。そういう裁量が地方自治体にあるのかどうかわかりませんけれども、公募方式を含めて、広く住民参加を保障すると、人選に当たって。これ1つです。

保護計画策定に当たってですけれども、 この住民に対する情報を公開し、意見を 述べる場を設けるということ。地方議会 でも、事前、事後の審議をきちっと保障 すると。中間報告も含めて、議会として 意見を述べる場を設けると。

3つ目には、保護計画策定に当たって、 教育機関だとか、生徒・児童をこの計画 に組み込めないこと。

4つ目には、いつも論議になりますけど、保護計画や危機管理のための体制の中に、自衛隊とか、自衛隊〇Bの採用の問題いつも論議になります。本来、自衛隊などは戦争するための訓練を日々やっている部隊であります。昔、東京にいたときには自衛隊のOBの方、友達おりましたけれども、いろいろ自衛隊法見させていただいて、いわゆる人を殺傷する訓練を日々やっておるというのが最大の目的の部隊です。この間、いろいろな災害

がありますから、出動していただいて大きな役割も果たしてもらっているのも事実であります。

しかし、本来の国民保護からすれば、 想定される、そういう危機的な状況を見ますと、それは架空の話であって、目的 はそういう平時の戦時体制をつくること が最大の目的でありますから、それで見ますと、市町村の国民保護計画や体制の 中に、自衛隊や自衛隊のOBは要らない ということもあり得る話だと思っておりますけれども、その点が法定受託事務でありますけれども、どういうように見たらいいのか。

次に、個人情報の関係であります。住 民基本台帳ネットワークをはじめとして、 自治体が持っておる情報の軍事利用、こ れは行わないということも大事だと思い ますけれども、以上、そうした具体的な 問題について、現時点でどう考えたらい いのか、お答えいただきたいと思います。 〇山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 まず、協議会委員の任命の件でございます。協議会委員の任命につきましては、国民保護のための措置に、知識または経験を有する者ということで、先ほども申しました、消防団長でありますとか、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員等々、医師会でありますとかを予定しておりまして、特に一般公募するという形では予定はしておりませんが、できるだけ広い市内諸団体、広い団体の範囲で人選を進めてまいりたいと考えております。

次に、情報公開でありますけれども、 国民保護計画の作成におきましては、当 然議会へも一定のご報告はさせていただ くつもりをしておりますが、それ以前と しまして、やはり市民の意見の反映とい うことが大事かと思いますので、パブリッ クコメントでありますとか、そういった 手法を使って進めてまいりたいと考えて おりますが、具体的には今回のこの条例 の、あと設置されます国民保護協議会の 中で論議を深めてまいりたいと考えてお ります。

3番の生徒・児童を組み込まないことということであったかと思います。どういうことで組み込まないかということは非常に難しいんですけれども、例えば、学校組織単位で避難訓練をするとかいません。むしろ、子どもにそういう武力ないましる、子どもにそういうとでもないうことであれば、地域全体でということであれば、地域全体でということであれば、地域全体でということであれば、地域全体でということであれば、そこに児童・生徒はそこの一員でありますので、そういと思っております。

それと、自衛官の国民保護協議会委員の任命の件でございます。国民保護法で申しますと、市町村は自衛隊に対して避難住民の避難を誘導することを要請するというようなことが書いてございます。こういったことを考えますと、あらいじめ関係市町村とその避難については、自衛隊との協議というのは当然あってしかるべきかと考えておりますのでは、自衛隊の連携というとも含めまして、協議会委員に自衛隊の方をお願いしたいと考えております。

個人情報の軍事的利用ということかと 思います。当然、個人情報の保護条例で ありますとか、そういった法律にのっとっ て、適切に対処をさせていただくかとい うことになろうかと思います。

- ○山本善信委員長 総務部長。
- ○奥村総務部長 国民保護法の分で、それぞれの国、都道府県、市町村、それぞ

れ役割がございます。国民保護法の分で、 避難、救援、武力攻撃災害への対処とい う3つの区分がございます。市町村に与 えられています役割なんですが、例えば 避難ということにいきますと、国やある いは都道府県の方は警報の発令というこ とになるんですが、実質的には市町村が 警報、サイレン等を使って、実際に要は 伝達をする。そういう一番市民に直結し た立場の中で、どういうふうに避難をし、 あるいはどういうふうに救援するかとい うことが主眼というふうになっておりま す。

そういう意味からいたしますと、それ ぞれ災害対策の分の地域防災計画と似通っ た点がございます。そういう分が法定受 託事務、それから固有事務という区分の 違いがあったといたしましても、通常、 今まで自主防災訓練なんかで、各家庭か ら学校の方に避難訓練から始まって、自 主防災訓練をやっていただいています。 そういうような訓練もやはり当然、こう いう武力攻撃の場合についても有効な手 段というふうに思っておりますので、あ えて別々の訓練をするというようなこと は、今のところは考えておりません。地 域の自然災害の訓練、それを武力攻撃に 置きかえれば、それなりの訓練ができて いくのかなというふうには思っておりま す。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 先般、いわゆる国が決めた 政策方針に対して、住民投票で、岩国市、 ご承知のとおり米軍再編に対する「ノー」 とのそういう判断が住民投票によって下 されていますけども、先ほど申し上げた ように、この国民保護の最大の仕事は戦 争を起こさせないということが最大の保 障になります。

今、部長の方は、通常今行っている災

害演習を、保護計画で言われている4つの緊急事態にあわせてやられるのではないかという形の答弁をされたわけでありますけれども、最初述べていますように、政府の公式見解だとか、国会論戦を踏まえても、日本が戦争を起こすのではないとから、想定されるという、想定の話なんです。そういう可能性はないという前提で、4つの緊急事態が想定されて、だから大阪府議会でも、まともな答弁ができないということになってくるわけです。

最大の目的は、平時から戦争体制、有 事の体制をつくるということが最大の目 的になるわけでありますから、鳥取県で は、いろいろ検討したら、結局全住民が 事が発生するために、一緒くたに避難す るための計画をつくらなければ何事も対 応できないという、そういう結論を出し て、いろいろそういう方向で論議がされ たようでありますけれども、その上で、 国民保護協議会の人選問題ですけども、 市民的には各団体の代表という話があり ました。いろいろそういう人選の方法も だめとは言っていませんし、しかし、い ろんな物事にも今の動きの中では、多く の方々が関心を持っている方々が公募枠 ということで入っていただいて、それも 含めて、物事を行政進めていくというこ とも今の流れとしてありうる話でありま すし、そういう点では行政側が枠を決め るのではなくて、自由に参加できるとい う点で、2名なり3名ぐらいは、そうい う公募枠をつくっていただきたいと思う わけですけれども、改めてどうでしょう か。

国民への情報公開の問題ですけれども、 パブリックコメントでやっていくんだと いうお話なんですけれども、この間の障 害者の計画だとか、幾つかやっています けれども、結局計画そのものが結果についてご意見をいただきたいということでやっていますから、そのまとまったご意見を述べる、もともとのそういう資料が、そこにまず見なければ、見ていろいろお聞きしなければ、物事を言えないという、そういう中途半端な形でパブリックコメントを求めているという状態が現在だと思うんです。

そうではなくて、一定、中間ごとに物事を決めたら、それに対して自由に集まっていただいて説明すると。議会もそうでありますけども、そういう意味でも説明責任をしながら、きちんと策定をしていくということを申し上げているわけですけれども、その点の進め方について改めてどうお考えなのか、教えていただきたいと思います。

児童・生徒の問題と申し上げているの は、いろいろ見方があろうかと思うんで すけれども、要はこの計画が戦争を前面 に据えた想定のもとに訓練を行うという ことであります。日本の今の教育は、子 どもたちを二度と戦争に、銃を向けない と、持たないということを1つの大きな 基本点にして、戦後の教育も出発してい ますので、そういう基本点からしても、 こういう計画はなじまないと。だから、 災害対策は当然そうでありますけれども、 この国民保護計画に基づく演習の中では なじまない、そういうものだと思います ので、そういう趣旨から言っていますの で、きちっと分けていただいて、対応を お願いしたいと思います。

自衛隊の問題です。いろいろ専門家ですから、最近は災害問題でもいろいろ訓練されていますから、当然大きな役割を果たしていると思っております。それで、法定受託事務との関係で、自衛隊、また自衛隊〇Bをこの保護協議会の委員だと

か、緊急対策本部などに採用を絡めなく ても、別に問題ないのかということをちょっ とお答えいただけませんか。

最後の情報の問題ですけれども、適切に対処という言葉を使われましたけれども、いわゆる軍事利用には使わせないということなんでしょうか。ちょっと厳密にお答えいただきたいと思います。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 まず、1番目の委員の公募の件でありますけれども、ほとんど1号から7号までの委員というのは、ほとんど専門的なというか、行政であるとか、各事業所、関西電力とか、阪第金とからであるところでどうかということにうかと思いましたように、国民保の方とはど申しましたように、国民保の方ととであろうかと思いますので、公募でなるということに、ということであろうかと思いますので、公募でなしたがよります。

パブリックコメントが結果に対して出ているということでございますが、パブリックコメント自体の成熟度の問題もあろうかと思いますけれども、この国民保護の場合の計画につきましては、特に国でありますとか、府でありますとか、一定の計画が既に作成されております。それプラス大阪府下市町村全体で、摂津市だけが全然変わった計画ということにもまいりませんので、一定の枠ははまっていると考えております。

その中でのパブリックコメントですので、委員おっしゃられるように1からつくり上げていけるときに聞けるというようなことにはならないかと思いますけども、できるだけ議会に対しても概略につ

いても報告をしながら、またパブリック コメントの時期についても検討してまい りたいと考えております。

4番、法定受託事務との関係で自衛隊をということなんですけれども、これも先ほど申しましたように、自衛隊の方の持っておられる国民保護法の関係で、自衛隊の役割が規定されております以上、やはりこういった連絡を密にしないといけないのではないかと考えております。

また、我々自身も、その戦争というものに対して具体的なイメージを持っているわけではありませんけれども、市民の財産、生命ということを、いかに素早く避難させるかということを考えるときに、最善の方法は何かということの中で、自衛隊の方にもご協力いただくと考えたいと考えております。

情報につきましては、我々、今、個人情報の保護ということで、災害の方でもそうなんですけれども、災害弱者の方の情報でさえ、なかなか本人の同意がないと得られないということが、過剰に反応して、災害時に本当にうまくそういう弱者の方を避難できるのかという状態もございます。ですから、使う、使わないとで、やっぱり個人情報保護法は、帰結するのは個人の意思であるかと思いますので、その辺には十分配慮をした上で、こういう協議会の計画等もくつってまいりたいと考えております。

- ○山本善信委員長 野口委員。
- ○野口委員 なかなか、いいご答弁が返ってこないんですけれども、最近、国と地方自治との関係で言いますと、いろんな形で国は方針を出すけれども、お金は出さないとか、今の国全体をめぐる憲法を変える動き、変えない動きの中で、数年前までは想定されなかったきな臭い動きも絡まって出ているという中での1つの

問題であります。そういう性格の問題でもありますし、改めて地方自治体として、憲法を守るという立場がどういうものかと。1つが派生する問題として、その立場からどう対応するのかということをぜひ認識しながら、一定の方向を行政として進めていただきたいと。

具体的な問題は、先ほど質問させてい もらっていますけれども、市民参加を広 く保障するという問題では、この8号委 員の中にそういう可能性があるというま 話でありますけれども、しかし公募はし ないうことでありますが、ぜひ、な う一度検討していただいて、いろんと思 いますけれども、それは別にしまして、 公募枠はちゃんと設けるというの時代の基本でありますから、そういと 方向でぜひ検討をしていただきたいとい うことで、強く申し上げておきます。

それと、情報公開については、時期も 考えるという話であると思いますので、 期待しておきたいと思います。

最後の、個人情報の軍事利用問題については、ちょっときちっとしたご答弁ではないわけですけれども、今の個人情報保護条例だとか、その辺の軍事利用との関係で、有事の際にどうなるのかわかりませんけれども、現時点ではきちっとしないという言明はすべきだと思いますけれども、その点、お願いして質問を終わりたいと思います。答弁結構です。

- ○山本善信委員長 総務部長。
- ○奥村総務部長 ちょっと先ほど答弁の中で、十分意を尽くしていなかったと思っておりますので、再度答弁させていただきたいと思います。

野口委員がおっしゃられましたように、 戦争を起こさせない方向、これは全く同 感というふうに考えております。我々は 国民保護法で、もし万が一そういう事態になったときに、市役所としてどういうふうな役割を果たすのだというところから、我々はこの条例をつくっております。それぞれ国、地方で役割分担がございます。それぞれ役割分担の中にも、例えば衛生費とか、あるいは学校教育、社会教育、これらについては、市町村の歳出の方が多くなっております。ただし、国の方が100%歳出しておりますのは、防衛費と年金でございます。これらについては、国の専管事項というふうに我々は思っております。

そんな中で、ご指摘ありましたように、 国の方が勝手に法令をつくって、市町村 の方に持ってくるということも、ご指摘 あると思いますけれども、実質的には我々 は市民の側に立って、市民の身体、安全、 財産をどう守るのか、これの視点で我々 は進めておりますので、国民をあるいは 市民を戦争に駆り立てるような、こんな ことは決して思っておりませんので、こ れだけは十分意を尽くして申し上げたい と思っております。

○山本善信委員長 ほかにございません か。

森西委員。

○森西委員 それでは、本部長並びに協議会の会長ですけれども、それは摂津市長がなるという形になるのか、市長以外の方がその立場になられるのかということと、それと協議会の開催ですけれども、これは緊急事態が生じたときに開催をするのか、それ以前に日常に協議会というのは開催をされていくのか、お聞かせいただけますか。

- ○山本善信委員長 杉本課長。
- ○杉本総務防災課長 国民保護協議会に つきましては、会長は市長ということに 決まっておりますので、市長がさせてい

ただくということになると思います。

保護協議会につきましては、これは国 民保護計画をつくったり、また修正する ときに審議をいただく場ということです ので、これは4月に入りましたら委員さ んを決めさせていただいて審議をしてい ただいて、18年度中に摂津市版の国民 保護計画をつくるという段取りになろう かと思います。

つけ加えさせていただいて、保護対策 本部でありますとか、緊急対処事態対策 本部でありますとか、こういったものが 先ほど森西委員言われましたように、何 か事あるごとに本部として設置するとい うものになろうかと思います。

- ○山本善信委員長 ほかにありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○山本善信委員長 以上で質疑を終わり ます。

次に、議案第25号の審査を行います。 本件については、補足説明を省略し、 直ちに質疑に入ります。

三宅委員。

- ○三宅委員 この災害対策推進条例の第 5条、市民は、災害を防止するための云々 とありまして、第5条第1項第1号、所 有する建築物その他の工作物という表現 がございますけれども、こちらは私が昨 年の10月の総務常任委員会におきまし て、火災予防条例の改正で質問させてい ただいた趣旨と同じく、建築物に関して は所有のみならず、管理もしくは占有と いう形式も考えられますので、この所有 というのみの規定では不十分かと思われ ますが、いかがお考えでしょうか。
- ○山本善信委員長 杉本課長。
- ○杉本総務防災課長 お答えいたします。 建築物の耐震性でありますとか、そう いったことかと思うんですけれども、も ちろん所有されている方が一義的に責任

を持たれるというのはそうではないかな と思っております。ただ、我々イメージ しておりますのは、この条例上ではそう いう書き方をいたしておりますけれども、 個々の自助の部分で、みずからのことは みずから守っていただくという言い方で すけれども、中ではそういう理念を述い させていただいたということでございお詫 して、言葉足らずであれば、それはお詫 びいたしますけれども、そういう意味合 いを持たせて、この条例の文面にさせて いただいたということでご理解いただけ ればと考えております。

- ○山本善信委員長 三宅委員。
- ○三宅委員 ただいまのご答弁いただきまして、確かに本条例及びこの規定は努力規定の意味を持つものが多いかと存じますが、確かに自助、共助、そして公助という趣旨からすれば、それは当然かなと思います。

しかし、現在、恐らく阪神大震災以降、 耐震の補強診断等はなかなか進んでおら ない現状かと思いますので、積極的な対 策の方もとっていただきたいと、これは 要望として申し上げておきますので、よ ろしくお願いします。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

南野委員。

○南野委員 それでは、私の方からは2 点お聞きしたいんですけども、まず1点 目ですけれども、第10条、市は、ボラ ンティアによる被災者に対する支援活動 が円滑に行われるよう環境の整備に努め るものとするとあります。この環境の整 備という部分、これは人材のことを言わ れているのか、また例えば施設の、公民 館あるいは集会所等の施設のことをここ では言われておられるのか、この点につ いて説明をしていただきたいと思います。 もう一点は、第13条の2項、市は、 災害時における適切な応急医療を実施するための整備及び機能の整備に努めるものとするとあります。応急医療を実施するための設備とありますけれども、これは例えば市内の病院とか、また提携していかれるのか。その辺の具体的にどういう方向性で、この点考えておられるのか、この2点についてお聞かせください。

- ○山本善信委員長 杉本課長。
- ○杉本総務防災課長 ボランティアの件でございます。昨日の予算の方のときにも申し上げたんですけれども、なかなかまだNPOですか、そういった民間ボランティア団体と市との災害時における協力関係というのはなかなかできていないというのが実情でございます。

いざ事が起こればそれなりに組み立て ていくんでしょうけれども、スムーズな 受け入れとスムーズな配置というのは非 常に大事ではないかなと考えております。

施設的なものというのはなかなかふだん使いませんので、使用されることのないものですので、難しいかとは思いますけれども、社会福祉協議会でありますとか、そういう日々ボランティアと接しておられる、市の外郭の組織もございますので、そういったところと協議しながら、できましたら我々としても、そのボランティアの方が災害時に活動していただける意識をお願いできるような体制づくりを考えまして、第10条というのは策定をお願いしているということでございます。

第13条第2項でございますけども、 災害時における適切な応急医療の実施と いうことで、大きく申しましたら救急医 療、医師とか病院とか、こういったこと、 また保健センターの機能をどう拡充する かということを今後考えないといけない ことだと思います。

保健福祉部なんかでも今後協議はしますし、ことしの地域防災計画の見直しの中でも1つのテーマとして考えればいいというよりも、進めていきたいと我々は防災の担当課としてお願いしていきたいと考えております。

また、本年であればAEDの設置というのも、こういうのも応急医療の1つかなと思いますので、そういった災害時は当然、けがだとか、そういうことはつき物でございますので、

これに対するできるだけ事前の準備ができる、対応できる体制への目標を持ってやろうではないかということで、13条2項については文言を加えさせていただいていることかと思います。

- ○山本善信委員長 南野委員。
- ○南野委員 ありがとうございます。今後、具体的に取り組んでいかれると認識いたしますが、いずれにしましても市民の皆さんが安心して暮らせるために、災害対策の推進をよろしくお願いいたします。
- ○山本善信委員長 ほかにございません か。

野口委員。

○野口委員 質問ではありませんけども、 一言申し上げて終わりたいと思うんです が、昨日の一般会計の議案の審査の中で もるる論議もされましたけども、これま での本市の防災、災害対策の到達点を踏 まえて、今後、より総合的、計画的に進 めていくための基本的な条例という位置 づけでありますので、いろんな問題もあ りますけれども、科学的な分析も含めて、 本市での防災に強いまちづりがきちんと 進めていただけるように頑張っていただ きたいということを申し上げておきます。 ○山本善信委員長 ほかにございません か。

森西委員。

○森西委員 意見だけですけれども、今、 自主防災組織は12小学校区で10であると。残り2がまだできていないという ことでありますから、この条例が施行されて、災害対策の推進ですので、これは 推し進めていくということでありますから、今までは自主的に組織が成り立って いくというような立場であったかと思う んですが、これからは自主防災組織を行 改として前面に立って推し進めていくというような立場でいち早く、12小学校 区すべてに自主防災組織ができるように、 これは要望としたいと思いますので、これは強くお願いいたします。

○山本善信委員長 ほかにございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わり ます。

暫時休憩いたします。

(午後1時49分 休憩) (午後1時50分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。 議案第28号所管分の審査を行います。 本件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 質疑なしと認め、質 疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時51分 休憩) (午後1時52分 再開)

- ○山本善信委員長 再開いたします。議案第26号の審査を行います。補足説明を求めます。市長公室長。
- ○寺田市長公室長 それでは、ただいまから議案第26号、摂津市企業誘致条例

制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。条文に沿ってご説明を申し上げます。

第1条では、条例設置の目的を、第2 条では、この条例による奨励措置と対象 とする事業者を定義いたしております。

第3条では、奨励措置対象事業者の指定を定め、第1項で指定の条件として、1税目につき毎年度1億円以上の納付が見込まれるもの、市内で継続した事業活動が見込まれるものと定め、第2項では、あらかじめ市長へ申請することを、第3項では、市長は指定に当たっては、専門的知識を有する者の意見を聞くことができるとしております。

第4条では、奨励措置の内容として、 第1項で、奨励金を交付する期間を5年間とし、第2項で奨励金の交付金額の限度を3億円とし、またその算定方法を定めております。

第5条は、奨励金の交付を受けようとするときは、交付申請することを、第6条では、交付決定に際し、奨励金を交付の可否と条件を付することを定めております。

第7条では、奨励金の交付する旨の決定に基づく請求及び交付について、第8条では、申請事項の変更が生じたときの届け出を定めております。

第9条では、事業報告書の提出を、第 10条では、指定及び交付決定の取り消 しについて定めております。

第11条では、交付決定を取り消した 場合の奨励金の返還、返還がない場合の 延滞金を定めております

第12条では、必要に応じて調査を行い、報告を求めることができることを、第13条では、委任として条例の施行に伴う必要事項を規則で定めることを規定いたしております。

附則といたしましては、この条例の施 行期日は、平成18年4月1日から施行 といたしております。

以上、提案内容の補足説明とさせてい ただきます。

〇山本善信委員長 説明が終わり、質疑 に入ります。

三宅委員。

○三宅委員 では、1点質問をさせてい ただきます。

まず、第2条第2号のところ、事業者の規定に法人及び個人という表現がございます。そして、第10条第4号で、交付決定の取り消しの点が定められておりますが、こちら第4号には市税、その他の市の歳入を滞納したときとございます。これは、法人と個人が対象になっておるものと解釈いたしますが、例えば法人の代表者がこの第4号に該当するというケースはいかがお考えでしょうか。想定されているかどうか、お示しください。

- ○山本善信委員長 有山課長。
- ○有山政策推進課長 滞納した場合は、 交付決定の取り消しをするということで、 第2条の事業者の法人及び個人というこ とで、法人というのは事業を営むものの 法人という人格をあらわしていますので、 法人と個人とは個別に仕分けております。 法人の代表者というのはあくまでも私人 でございますので、この場合、委員がおっ しゃいましたケースですと、仮に法人と しては完納しているということであれば、 この奨励金の対象になります。そのよう に考えております。
- 〇山本善信委員長 三宅委員。
- ○三宅委員 理解いたしました。

そのケースですと、この指定取り消しの趣旨と若干そごが発生しようかと思いますので、代表者のそういった行為につきましても厳しい見解をとられた方がよ

ろしいかと存じますので、ご一考願います。

○山本善信委員長 今のことに関しても う少し具体的にきちっと答弁してもらっ た方がいいと思います。

有山課長。

○有山政策推進課長 具体的に例を挙げて申します。

法人として、法人市民税、あるいは固定資産税を完納している。ただ、代表者である方が例えば軽自動車税1,0000円未納であると。それをもって奨励金を交付しないということにはならない。代表者と法人が課税をされているものとは別のものであるというふうに解釈をしていただいたらと思っております。

それと、ただ、実際に12条の方で必要に応じて調査を行い、報告を求めることができるとしていますので、過度にそういう個人で代表者が未納をしているというようなケースについては、この12条による調査及び報告ということで、それを求めるということは、対応としてできるというふうに解釈をいたしております。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 ご質問の第2条で、この指定業者、これについては法人と個人と両方について指定事業者になれると。今おっしゃった法人が指定事業者になれると。今おっしゃった法人が指定事業者になれるで、その法人の代表が滞納した場合、もう少し厳しくやらなきゃならないのではないうことでございますが、この法人の代表者は、第2条の法人及び個人の代表者は、第2条の法人及び個人の代表者は、第2条の法人及び個人の代表者は、第2条の法人及び個人には入りませんので、その法人として責任ということになりますといる役員の方もおられますから、全体の責任でございますから、その代表者だけに責めを負わせるということではなしに、その

法人格を持った会社そのものが滞納した かどうかということでございますので、 よろしくご理解願います。

- 〇山本善信委員長 三宅委員。
- ○三宅委員 ご答弁ありがとうございま した。

ただいまの説明で、おおむねは理解しました。12条でそういった包括的な運用ができるとのご指摘でございますので、ご答弁のとおり適切な運用がなされることを要望いたします。

○山本善信委員長 ほかに。野口委員。 ○野口委員 本会議での代表質問などでも、事前のいろいろお話の中でも、なぜ 摂津市が企業誘致条例を提案するのかという背景についてお話がありましたので、 きょうはそのことを前提として、このたばこ小売販売業者が摂津に進出をしていきたいということに関連して、その必要性から企業誘致条例を制定をしようということだということを前提にして、質疑をしたいと思うんです。

まず最初に、この話が入ったときに、 こんなうまい話が世の中にあるのかなと いう率直に思ったわけです。行政もそう かもしれません。今日まで、こういう性 格の問題について、対象自治体と事業者 の関係で、いろんなことがあって、今日 に至っているわけですけども、そういう 中で、まず平成16年度にその辺の歴史 的な背景を精査をするということで、国 の方で地方税制を変えて、たばこ交付金 制度がつくられました。企業側として、 大阪府下で、吹田、箕面、摂津、田尻町、 この4自治体が不交付団体ということで、 そこをターゲットにして、企業側として 費用戦略としてそういう位置づけで今回 のことになったわけでありますけれども。 まず、このたばこ交付金制度の中身につ いて、まずご説明をいただきたいと思い

ます。

2つ目は、こうしたうまい話と、本来 の税金にかかわる関連の法律、例えば地 方財政法との関係や地方自治法との関係 で、この問題を本来的にどういうふうに 考えるべきかということです。資料をお 持ちかと思いますけれども、昭和43年 の名古屋地裁におけるたばこ売上助成金 事件の判決では、こうした奨励金をたば こ業者に交付することは違憲だという判 決が下されて、その後いろいろこういう たばこ販売業者の特権的なものもあるの ですけれども、いろいろ修正も重ねなが ら、先ほど申し上げた、たばこ交付金制 度がつくられて、その自治体としてのた ばこ税の3倍まではオーケーですよとい うことで、今日に至っているわけですが、 本質的にこの地方自治法や地方財政の関 係で、こういう税金について、どう見た らいいのか、これが2点目です。

3点目は、条例にかかわる問題で、先 ほど公室長から説明がありましたけれど も、第3条の事業者の指定の関係で、1 項の1税目につき1億円の税金と書いて いますけども、毎年1億円の税金の内訳 といいますか、例えば法人税だとか、た ばこ税もあると思いますけれども、この 1税目とおっしゃっていますけども、1 億円の内訳、例えば法人税、固定資産税 とか、個人市民税とかいろいろあると思 いますけども、どう見たらいいのか。

条例上の2つ目は、事業者が市内で継続した事業活動ということで、こういう文言があります。事前の説明では、約5年間という話がありましたけれども、条例上も規則上も期間について何も触れていませんので、きちんとどちらかで期間について、規定すべきではないかと思いますけれども、その辺の問題です。

それと施行規則の第3条、この事前の

説明では、指定申請があった場合の可否を決定するときに、専門的知識を有する者の意見を聞いた上で可否を決定しますということになっていますけども、従うことになってめの審査会などを設明ではそのための審査会などを設けれども、多例案と規則案にはその部分が文言がないわけです。要案にと思いますけれども、きちっと少ででと思いますけれども、さらにと思いますけれども、さらにと思いますけれども、そういう問題について答弁を求めます。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 前段の前提でありま す、たばこ販売の事業者が来ることを想 定して、この条例をということでござい ますが、我々といたしましては、他市の 例としてこういう企業誘致条例でたばこ 販売業者が申請をされたということは承 知はしておりますが、そのためにこの条 例をつくったということではなしに、条 例に書いておりますように、卸売、小売 業者等の企業誘致ということで考えてお ります。例えば、通販の大量販売をして いる会社の本社が来るとか、あるいはそ の他いろいろ物販関係の本社が来るとな れば、この企業誘致条例等で、この条件 が整えば奨励金を出すということを考え ております。

それと、あと判決云々のことでございますが、なるほど昭和43年にそういう判決がございましたが、これがたまたま、たばこ販売業者に対する判決でございますが、こういう地方自治体が行う企業誘致でさまざまな判例が出ております。企業誘致、工業団地の誘致とか、それらの中での1つでございまして、そこで違憲判決もあるし、合憲判決もございます。

ただ、この昭和43年のこの判決でご

ざいますが、今から40年ほど前の判決でございまして、そのときの社会情勢と今日の社会情勢が違いますし、それとどうもこの判決の受けた自治体においては、条例も何もつくらずにして、この奨励金を交付したということもあろうかというふうに思っております。

それと、地方財政との関係で、我々認識いたしておりますのは、税の還流というのですか、そういうことについては避けなければならないということで、新たな奨励金という形で、我々はこの条例をつくってまいったわけでございます。

それと、あともう一点でございますが、 期間の5年間を明示していないということでございますが、第4条の奨励措置の 内容のところで、当該指定を受けた日の 属する年度から起算して5年間について、 予算の範囲内で奨励金を交付するという ことでございますので、ここで5年間と いう一応期間を定めているところでございます。

その他については、担当課の方からお 答えさせていただきます。

- ○山本善信委員長 有山課長。
- ○有山政策推進課長 一番最後の審査会を条例でなく要綱で定めるということでございますが、本市の場合、条例で審査会設置を定めているという形ではなくて、このように要綱で定めているものが多くあります。それに準じたということでございます。

それと、1税目以上の内訳というのは、 一応普通税ということで、第2条2項の 方に規定をさせていただいているという ことで、これのそれぞれについて、1億 以上を超えている場合、奨励金を交付す るということでございます。3条の1、 それについて、1億円以上の納付を1税 目でもその分が超えておれば、それが一 応対象になるということでございます。 ○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 最初のたばこ交付金制度についても、きちっと説明いただきたかったんですけども、公室長の答弁の前提が、それだけはないですよという前提の答弁なので、そういうことかなと受けとめておりますけれども。

まず、地方自治法や地方財政法の関係で、どう見たらいいのかということについて、先ほど余り答弁がなかったんですけども、名古屋地裁から40年近くたっています。公室長は条例もなかったということで、そう受けとめも紹介されているんですけれども、条例があるなり関係なくて、いわゆるこういう税金の還流についてどう見るかというのが地方税法、地方自治法にあるわけで、そこから見てどうなのかということもきちんと見る必要があるのではないかということであります。

私の方は、いろんな企業対象だと公室 長おっしゃっているんだけれども、たば この小売販売業を対象にしたということ で、その関係でこういう法律との関係ど うなのかということなので、そういう趣 旨で受けとめていただいてご答弁お願い したいと。

例えば、地方財政法の第2条、地方財政運営の基本というところにこういう文章があります。地方公共団体は、この財政の健全な運用に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政もしくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならないというのが第2条であります。

こういう奨励金など、税金の還流の問題について、地方自治法の寄附また補助、第232条2に書かれています。普通地方公共団体は、その公益上、必要がある

場合においては寄附または補助をすることができるという点で、2つの法律の関係で言いますと、今回の摂津としてそういうことを受け入れる場合に、きちっと整理をしておく必要があるのではないかと。

確かに、以前からいろんな物議を醸し た問題で、2年前に地方税法の改正でた ばこ交付金制度ができて、今日に至って いることはわかっていますけども、例え ば、地方財政法の第2条では、今同摂津 市に自動販売機を置くことによって、事 業所に認定されます。その前提として、 この税金が入ってくるわけでありますけ れども、ということはその分が他市に従 前あった自治体がそこの利益がなくなっ てくるわけですから、そういう単純な比 較で見ればその財政上、従前にあった自 治体に対して影響を及ぼしているという ことに、1つはなりますし、こうした奨 励金を出すことについて、地方自治法の 第232条2で、公益上必要があるのか どうかという判断が当然あるかと思うん ですけれども、その2つの問題について、 どう受けとめられるのか、ちょっとお尋 ねしておきたいと思います。

次に、1税目1億円の問題ですけれども、摂津の場合、現在大手企業も進出計画を行っていますけども、18事業所が1号法人では存在していると思いますけれども。その中で、このおっしゃっている1税目1億円以上という点で見た場合、何社ぐらいあるのか。あわせてちょっと教えていただきたいと思います。

それと、いろいろ田尻町の状況だとか、 滋賀県の竜王町、栗東市、湖南市、いろ いろたばこ業者が進出されて、たばこ税 をめぐっていろいろ物議を醸されている ところがあるんですけれども、そういう 中身を聞きながら、それを受けて、その 議会でも論議をしているわけです。

それは当然、その販売額をどのぐらい見て、その中で摂津は何ぼ市たばこ税として入ってきますよと。その結果、条例を規定している3億円を限度としてお返しますよということで、そういう条例上の関係になっているんですけども、摂津の場合、その辺の金額的な問題について、どう見ているのかということが1つです。

もう一つは、いろいろ行政の受けとめ も難しいかと思うんですけれども、これ らが制定されたとして、そういう企業が 進出をしてくると、審査会も経て実際に 自動販売機が設置されると、そういうこ とになっていくだろうと思いますけれど も、そうした場合に、実際に市たばこ税 としてお金が入った場合、そのお金の使 い道について、ある面ではその使途につ いてきちっとわかるようにすべきではな いかと、基金とは言いませんけれども、 これだけ入って、その中でこういう項目 で使いましたという使い方についてきちっ と論議もし、そういう市民から見てわか りやすい結果をつくっていくことが大事 だと思いますけども、その点も含めてご 答弁をお願いします。

○山本善信委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 地方自治法の見方ということでございますが、確かに23 2条2に公益に資するというところがございます。私どもの企業誘致条例の中で、目的の1に、まちづくりの推進を図り、もって市の健全な発展及び市民福祉の向上に資することを目的ということで、その目的を明記しております。

それから、地方自治法232条の2、 ここのところに、私、今、持っておりま すのは、ぎょうせいが出しております地 方自治小六法、地方自治制度研究会監修 の分でございますが、ここの解説のとこ ろに、公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるというふうな解説になっておりますので、これはその時々の判断を、私どもは条例に基づいてこれは公益があるというふうに判断をしておりますが、法律的にはそういうふうに、長及び議会が判断するというふうな形になっております。

それから、地方財政法第2条というこ とで、地方公共団体はその財政の健全な 運営に努めということで、一節を紹介を いただきましたが、今、企業誘致の条例 に関しましては、従前、工業用地を造成 して、何々工業団地あるいは何々テクノ ポリスというような行政で造成をし、そ こに工業用水を確保するといったような 誘致の施策をとってこられましたけれど も、例えば、シャープが主力の三重県亀 山工場に2,000億円を追加投資した 液晶パネルの生産を向上させるといった 施策や、あるいは3月6日の日本経済新 聞の朝刊に載っておりましたが、東芝が 三重県の四日市に5,000億円の追加 投資を行うといった、この三重県の企業 立地促進条例では、補助金の交付、資金 の融通に関する措置、情報の提供、市町 村との連携の上、その基盤整備を行うと いうことで、今までの工業用地を造成す るといった考え方より、さらに踏み込ん だものになっております。

また、最近では、これは横浜なんですが、みなとみらい21などの、そういうのを対象にした横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例でありますとか、松下電器のプラズマテレビの工場1,800億円を投入して話題となりました、尼崎市の企業立地促進条例などでは、不均一課税といった考え方が出ております。

従前は、税を減免するという形で、税

をまけるというような感じの企業誘致の施策だったんですが、そうではなくてはじめから課税をしない。不均一課税で進出した企業には特典として税を課さない。もちろん全額を課さないということではないのですが、そういったような企業誘致に対する税の考え方が変わってきております。

従前、公平に課税するといった観点から、税というものは公平、中立、簡素というのが基本となっておりましたが、むしろそれよりも企業を優遇するといったような、企業誘致のためにそういうのは優遇するといったような考え方で企業誘致に優先的に取り組む自治体があらわれているというのが、そこで言う地方財政法との絡みで言うと、最近の流れであるというふうに考えております。

それから、1税目で1億以上を超える本市の会社、法人ですが、固定資産税の方では、1億以上は6社ございます。それから、法人市民税は、これは16年4から17年3月の1か年間の間で調定されたもので見ますと3社でございます。

それと、使い方ということで、それは 公室長の方から答弁をさせていただきま す。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 冒頭でおっしゃいました、こういうたばこの販売、他の地方公共団体と著しく公平性に欠いているのではないかということでございますが、一応たばこ販売を前提ということでのございますが、そもそもこれは、それぞれの自治体が企業誘致をして、そのたばこ販売があれば、そこから出荷されたものにたばこ税がその自治体へ入ると。そこから全国的に販売をされますから、そもそもこのたばこ販売と、たばこ

税との関係が非常に全国の地方公共団体 に公平なのかと言いますと、そうではな いと。

ですから、我々ほか、他の市が設けられました企業誘致条例を設けることが、この公平さを欠くということではなく、現状、今の状態、この条例があろうとなかろうと、そういうたばこ販売とたばこ税との関係はそういう関係にございますから、他の公共団体との公平性ということについては、若干そういうご意見があろうかと思いますが、これについては現状はそういう形でございます。

それと、もう一点の使い方についてで ございますが、この企業誘致でさまざ等 な企業がもし申請され、企業の奨励金を が該当するということになりますと、何 の税目で納めていただくと。税でございい まして、さまざまな使い方になりまして、さまざまな使い方になって特定、これをもって特定、いろと はに使うとか、これに使うとか、が、これとご意見があろうかと思いましては おとご意見があろうかと思いましては の使い方について、今のところ決定を の使い方について、今のところ決定を しているものではございません。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 摂津的な行政規模で、企業は実際入ってくるかという、そういう初歩的なところから切り口を持っていけば、いろいろ可能性の問題としてはあるかもわかりませんけれども、おっしゃった通販の会社とか、いろいろ物販の会社とかおっしゃっていますけども、そんなに単純にならないだろうと思っているんですね。

そういう関係で、たばこの場合だった ら、たばこと健康問題についても、いろ いろ物議もあるわけで、別問題としてき ちっと行政として対応していくというこ とが大事だと思いますし、今回は税金の 還流、キックバックという話もあります ので、そういうことからして、一般の市 民が受けとめられた場合、それと関係す る法律の関係はどうなのかと、きちっと 整理した形で対応すべきだという立場か らの質問をさせていただいております。

たばこ販売であれば、金額なかなか提 示がなかったんですけども、この摂津的 には、60億円の販売額になると。それ の22%が市たばこ税として一応入って くるだろうと。60億に5%ですから3 億円と、現状、6億数千万の市たばこ税 が、摂津の収入になっていますから、そ の3倍ということと絡み合いながら、超 えた分については都道府県には交付をす るという形の中で、財政上処理されると 思いますけども、それだけ大きなお金が 降って沸いてくるわけですから、気色悪 いという気持ちもありますけども、企業 側の方としては先ほど申し上げた不交付 団体の地域に進出して、そのことによっ て少しでも利益を上げていくという、企 業戦略でいろいろめぐらせてきているわ けですから、それはそれとしてきちっと やっぱりそういう財政でありますから、 活用について市民的に見ても一般財源で あったとしても、ちゃんとした対応が私 は必要じゃないかなと思っています。

今は条例の提案ですから、そこまで考えられないということでありますけれども、ぜひそういう方向で、入ってきた税収についての使い道については、きちっと精査もし、目に見える形にしてしていただきたいということで強く要望しておきたいと思います。

先ほど、現在市内での1税目1億円以 上の税金を納めている企業が、固定資産 税6社、法人市民税で3社ということでありますけれども、どこでも新たに進出する企業を対象として、企業誘致条例がつくられていますけども、いろいろ過去、今日までいろんな形で市内で営業されて、長い間税金も納めていただいているという、そういうところについて、整合性も当然いろんな形での行政施策として検討に値するということもありますので、この際、そういう問題についても問題意識を持って、一度検討をお願いしたいと思います。

もう一つ、最後に活用問題に関連してですけれども、例えば、きのう論議でも申し上げましたけれども、市民の暮らしを守るために活用するという手も1つあるわけで、今の財政状況の中で財政に気の中で対したもあろうかと思いますしたがある使い方もあろうかと思が方とか、いろんな形で使い方ありますので、改めてわかる使い方、そしているようとでもでいては明らかにかって、ぜひ活用法については明らかにわかるように、進めていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。

森西委員。

○森西委員 先ほどからもいろいろと答 弁を聞いておるんですけれども、まず、 工業団地等、今までそういうふうな形で の誘致をされてきたと、各市町村は。そ うではなく、この条例でもってというなことですけれども、この工業団地をつ うなことですけれども、この工業団地をつ おれば、外から見て企業が団地をつているというふうなことで、誘致をですりればを あれば、外から見て企業が団地をつているという部分が見えると思うんですりますと、それが見えるという部分が見えるという部分をでありますと、そういうふうになりますと、 な業に対して、企業誘致という部分をど のように見せていくのか、一般的、多く の企業に知らせていくのかという部分を お聞かせいただけますか。

それと、現在、摂津市内の企業で、1 税目が固定資産税で1億円以上が6社と、 それで法人市民税で3社ということであ りますけれども、今、たばこの企業とい うのがお話にありましたが、新しく入っ てこなければ、結局その企業が企業誘致 で申請をされると、歳入が減になるのか、 歳出で出ていくのかですけれども、今の 財政状況にとって、新しく入ってこなけ れば、既存の摂津市内の企業さんが申請 をされると少なくなるわけですわね。そ うではなく、新しく入ってくる見込みと いうか、そういうふうな企業がないと歳 入といいますか、摂津市にとって税とし て歳入が実質少なくなっていくわけです けれども、今たばこの企業のお話があり ましたけれども、18年の4月1日に施 行ですけれども、18年度中にその企業 が入ってこられるという見込みがあるの か、そうでなければ、その既存の企業が 18年4月1日に施行されるわけであり ますから、18年度中に申請をされると、 この今の厳しい財政状況の中で、減とい うような形になっていくわけですよね。 そういうふうなところをどのように考え ておられるのか、お聞かせいただけます か。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 1点目の工業団地等が外から見えるということでございますが、企業団地、工業団地ですね。そういうことの誘致条例となりますと、それぞれ各自治体で臨海で市の所有の土地を持っているとか、何らかの市が用意がある場合、そういう企業誘致、工業団地の誘致はできますが、本市の場合、そういう大々的な大きな土地はございませんし、そういう誘致をしても、それぞれ民間の土地

を利用してやってくださいよということ では、企業誘致ということになるかどう かということもありますので、今回、卸 売あるいは小売業の物販に限らせていた だいたわけでございます。

将来的には、これは吹田操車場跡地と か、あるいは南千里丘におけるいろんな 展開等もあろうかと思いますが、それは 推測の域を脱しませんので、今回はそう いうことを想定せずに、物販ということ で条例を上げさせていただきました。

それで、この条例は、新しく進出して きた企業に、あるいは個人に対してでご ざいますので、既存の市内で展開されて おります事業所、個人については適用を いたしません。したがいまして、歳入が 少なくなるということはないということ でございます。

それと、市内企業とのバランスの問題 でございまして、この企業誘致を先ほど も答弁させていただいたのは、5年間に 限るというのは、そういうこれを長年を やりますと、既存の企業の方とのバラン スを欠きますから、言い方がよくないか どうかわかりませんが、呼び水というこ とで、5年間ということで企業誘致をさ せていただいております。そういうとこ ろでバランスをとるということでござい ます。

- ○山本善信委員長 森西委員。
- ○森西委員 よくわかりました。先ほど、 企業にどのように知らせるとかという部 分がちょっと抜けておりましたので、そ の分お聞かせいただけますか。
- ○山本善信委員長 寺田公室長。
- ○寺田市長公室長 具体的にPRの方法 を今ご答弁する中身はございませんが、 ただ、市内だけにPRすればいいという のではなしに、これは市外から来ていた だくという条例でございますから、した

がいまして、いろいろとそのPRの方法 についてはまた考えていきたいというふ うに思っております。

- ○山本善信委員長 森西委員。
- ○森西委員 そうしましたら、摂津市に 外から多くの企業が多くそのような企業 が参入していただきたいという部分もあ りますので、そのPR、そういうふうな 多くの企業にこの摂津市が企業誘致の条 例をつくったというふうな部分をPRし ていただけるような、何らかの方策をぜ ひとも考えていただきたいというふうに 思います。どうぞよろしくお願いいたし ます。
- ○山本善信委員長 ほかにありませんか。 野口委員。
- ○野口委員 ちょっと1点だけ確認して おきます。

指定を受けて摂津市に進出をしてきて、 事業活動を展開して期間5年間に関係す る話ですけども、途中2年ないし3年間 で撤退したいという場合に、どういう対 応になるのか、確認だけしておきます。

- ○山本善信委員長 有山課長。
- ○有山政策推進課長 はじめに、審査会 等で市長に意見をもらうと、そのときに 認定を受けるわけです。その業者がその 認定をもって、資格を有しておりますの で、2年とか3年で撤退するということ ではありましても、対象期間で、当初の 認定を受けたときには長期継続的に本市 で事業を営むということで当然、その期 間は税金、1億以上の税金を1税目で払っ ていただくわけなので、そこの分で奨励 金というのは出しても支障はないという ふうに考えております。
- ○山本善信委員長 ほかにありませんね。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○山本善信委員長 以上で質疑を終わり ます。

暫時休憩いたします。

(午後2時36分 休憩) (午後2時37分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。 議案第27号の審査を行います。 本件についても、補足説明を省略し、 質疑に入ります。ありませんか。

野口委員。

○野口委員 いろいろ今日までこういう 角度から、こういう問題について見直しも進めてきたという流れであります。今回、一般職の特殊勤務手当としては、全体的なこの時点での精査を行ってきたと思うんですけれども、まだまだいろい項目もありますし、その辺の今回、これは残しましたという、その辺の基準といいますか、どう受けとめたらいいのか、そういう意味でちょっと改めてお尋ねしておきたいと思います。

- ○山本善信委員長 中岡次長。
- ○中岡市長公室次長 まず、自動車運転 業務手当も廃止していますけども、この 部分につきましては、実際本庁の方では なかったんですけど、消防の方が緊急で 大型自動車を運転するときと、緊急出動 手当が重なっておりましたので、自動車 運転者手当の方を廃止をさせていただき ました。

それとか、例えば年末の前3日間と年始の後6日間について、ごみ収集の方が作業をしているときに、かなり年末年始は忙しいわけなんです。そのときに特勤手当として支給している部分がありましたので、そういう部分でありますとか、あるいは日曜日に業務があって、出勤する職場がありましたので、そういう部分については今まで特勤手当がついておりました。ただ、最近、時代の流れとともに、やっぱり日曜日に仕事をしても、ほ

かの日に休みがあるのやったら何も特勤 手当を出す必要ないとか、あるいは収集 だけが忙しいときがあるのではなくて、 一般事務でも忙しいときもあると、そう いうふうなことも考慮する中で、組合と 協議して、おおむね時代の流れにそぐわ ないものでありますとか、あるいは昔に は例えば、今、技術者手当というのが出 ているのですけれども、この部分につき ましては昔採用の折に、技術者がなかな か市役所に来なかった。大体民間の方に みんな行ったわけです。そういうときに、 採用するために、そういう手当を出して 募集したという経過もありますけれども、 今現在そういうことはないので、時代の 流れとともに要らない手当であるという ことで、削ったりしております。

大体大きく分けたら、そういうような 形で今回廃止をさせていただきました。 〇山本善信委員長 ほかにございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わり ます。

暫時休憩いたします。

(午後2時40分 休憩) (午後2時42分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採 決いたします。

議案第1号所管分について、可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定 いたしました。

議案第5号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。 (挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号所管分について、可決する ことに替成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定 いたしました。

議案第22号について、可決すること に替成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定 いたしました。

議案第25号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

〇山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定 いたしました。

議案第26号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定 いたしました。

議案第27号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定 いたしました。

これで、本委員会を閉会いたします。 (午後2時45分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により 署名する。

総務常任委員長 山本善信

総務常任委員 三宅秀明